

入札説明書

令和5年札幌市告示第3645号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日 令和5年8月10日

2 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
札幌市まちづくり政策局 総合交通計画部 都市交通課 都市交通係
電話 011-211-2492 F A X 011-218-5114
E-mail sogokotsu-keiyaku@city.sapporo.jp

3 入札に付する事項

(1) 役務の名称

令和5年度地下施設の回遊性向上検討業務

(2) 調達案件の仕様等 仕様書による。

(3) 履行期間 契約締結の日から令和6年3月22日まで

(4) 入札方法 総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。

(4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。

(5) 令和5・6年度札幌市競争入札参加資格者名簿（工事・建設関連サービス・道路維持除雪）において、業種が「役務（建設関連サービス業）」の「建設関連調査サービス業」に登録されている者であること。

(6) 札幌市内に本店又は支店等の所在地を有すること。

(7) 国又は地方公共団体が発注した、施設のバリアフリー化計画の検討業務又はバリアフリートイレ若しくはエレベーターの設計業務を元請として履行した実績があること。

(8) 国又は地方公共団体が発注した、交通施設の整備に関する費用便益の算出を元請として履行した実績があること。

5 入札書の提出方法等

(1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎5階
札幌市まちづくり政策局 総合交通計画部 都市交通課 都市交通係
電話 011-211-2492 F A X 011-218-5114

(2) 入札書の受領期限

令和5年8月25日（金）9時00分（送付による場合は前日必着）

(3) 入札書の提出方法

入札書は、別紙の様式にて作成し、持参又は送付により提出すること。なお、提出にあたっては以下に留意すること。

ア 入札書を直接持参する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和5年8月25日（金）9時30分開札「令和5年度地下施設の回遊性向上検討業務」の入札書在中」の旨を記載し、上記2あてに令和5年8月25日（金）9時00分までに提出しなければならない。

イ 入札書を送付により提出する場合は二重封筒とし、外封に「令和5年8月25日（金）9時30分開札「令和5年度地下施設の回遊性向上検討業務」の入札書在中」の旨を記載し、上記2あてに令和5年8月24日（木）までに届くよう送付しなければならない。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

ウ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(4) 調達案件の仕様等に対する質問及び回答

ア 提出方法 「公示用設計図書の施行条件等に対する質問票」(様式1)を用いて、電子メール又はファクシミリにより提出すること。なお、面談や電話による質問は受け付けない。

イ 提出先及び提出期限 上記2の契約担当部局へ、令和5年8月18日(金)17時15分までに提出すること。

ウ 回答の方法 質問を受理した日の翌日から起算して2日以内(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)を除く。)に質問者に回答するとともに、質問及び回答の内容を、札幌市公式ホームページ内「交通計画・施策」の入札情報のページ(<https://www.city.sapporo.jp/sogokotsu/nyusatsu/>)に掲載する。

(5) 入札の無効 本書に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則(平成4年規則第9号)第11条各号の一に該当する入札は無効とする。

(6) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき

(7) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札書に入札参加資格者の指名、名称又は商号、代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印(外国人の署名を含む。)をしておくとともに、開札時まで代理委任状を提出しなければならない。

イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(8) 開札の日時及び場所

令和5年8月25日(金)9時30分

札幌市役所本庁舎5階 総合交通計画部事務室

(9) 開札

ア 開札は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会いを希望する場合は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。

イ 入札者又はその代理人が立ち会う場合、入札者又はその代理人は、入札時刻後においては、入札場に入場することはできない。

ウ 入札者又はその代理人は、入札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ入札参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認められた場合のほか、入札場を退場することができない。

オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

7 その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要。ただし、札幌市契約規則第25条の規定に該当する場合は免除する。

(3) 最低制限価格の設定 無

(4) 落札者の決定方法等

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記ウの審査を行い、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。

イ 同額抽選

落札候補となるべき同価格の入札をした者が2人以上いるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札候補者の審査の順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

ウ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者の入札参加資格について審査(事後審査方式)する。

落札候補者は、入札執行者の指示があった日(原則として開札日)の翌日から起算して3日以内(土曜日、日曜日及び休日を除く。)に、上記4の入札参加資格を有することを証する書類(下記(5)参照)を提出しなければならない。なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者による入札を入札参加資格のない者のした入札と見なし無効とする。

エ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記ウの審査の結果、落札候補者が入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者のした入札を無効とし、次順位者を新たな落札候補者として上記ウの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

オ 落札結果の公表

入札結果については、札幌市公式ホームページ内「交通計画・施策」の入札情報のページ (<https://www.city.sapporo.jp/sogokotsu/nyusatsu/>) に掲載する。

(5) 入札参加資格を有することを証する書類

ア 一般競争入札参加資格確認申請書（様式2）

イ 同種業務等実績書（様式3）

ウ 競争入札参加資格認定通知書の写し

(6) 落札の取消し

落札者が次の各号の一に該当するときは、落札決定を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日以内に契約を締結しないとき。

イ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

ウ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(7) 契約書の作成

ア 入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、原則としてその5日後（土曜日、日曜日及び休日を除く。）までに契約書を取り交わすものとする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(8) 契約条項 別添のとおり

(9) 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、本市に対して入札参加資格が認められなかった理由について、入札が行われた日の翌日から起算して10日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ア 提出場所 上記2に同じ

イ その他 提出は持参によるものとし、送付又は電送によるものは認めない。

公示用設計図書の施行条件等に対する質問票

令和 年 月 日

総合交通計画部 都市交通課 都市交通係 あて

会 社 名

電話番号

F A X 番号

E-mail

担当者（所属（職）

氏 名)

公示用設計図書に係わる施行条件等について、次のとおり質問いたします。

入札等予定年月日	令和 年 月 日 時 分
役務名	
質 問 内 容	

注 1 質問票のあて先は、都市交通課都市交通係あてとする。

注 2 質問がある場合は、必ず文書により質問することとし、回答についても文書にて行います。

注 3 役務ごとに記載し、欄が足りない場合は別紙としてください。

回 答

回 答 内 容	

一般競争入札参加資格確認申請書

年 月 日

(あて先) 札幌市長

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

債権者コード

令和5年8月10日付けで入札告示のありました令和5年度地下施設の回遊性向上検討業務に係る入札参加資格について、確認されたく、下記の資料を添えて申請します。

なお、申請者は下記1の要件をすべて満たす者であること、並びにこの申請書及び下記2の資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

1 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (5) 令和5・6年度札幌市競争入札参加資格者名簿（工事・建設関連サービス・道路維持除雪）において、業種が「役務（建設関連サービス業）」の「建設関連調査サービス業」に登録されている者であること。
- (6) 札幌市内に本店又は支店等の所在地を有すること。
- (7) 国又は地方公共団体が発注した、施設のバリアフリー化計画の検討業務又はバリアフリースイッチ若しくはエレベーターの設計業務を元請として履行した実績があること。
- (8) 国又は地方公共団体が発注した、交通施設の整備に関する費用便益の算出を元請として履行した実績があること。

2 一般競争入札参加資格確認資料

同種業務等実績書

契約書・請書の写し または 「テクリス」の登録内容確認書の写し

設計書・仕様書 その他資料（)

競争参加資格認定通知書の写し

注1 添付した資料については、資料名の左の□にチェックすること。

注2 その他の資料を添付した場合は、当該資料の名称を記載すること。

同種業務等実績書

会社名 _____

①	業務名			テクリス登録番号
	発注者		契約金額	
	履行期間	年 月 ~ 年 月		
	業務概要			
②	業務名			テクリス登録番号
	発注者		契約金額	
	履行期間	年 月 ~ 年 月		
	業務概要			
③	業務名			テクリス登録番号
	発注者		契約金額	
	履行期間	年 月 ~ 年 月		
	業務概要			
④	業務名			テクリス登録番号
	発注者		契約金額	
	履行期間	年 月 ~ 年 月		
	業務概要			

- 注1 直近の業務を4件まで記載すること。
 2 「テクリス」に登録している業務については、登録番号を記載すること。
 3 契約書・請書の写し、または「テクリス」登録内容確認書の写しを添付すること。
 4 業務の内容が確認できる書類（設計書、仕様書その他申請者が必要と判断した書類）を添付すること
 5 この様式により難しい場合は、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

入 札 書

入 札 金 額	金 円
調 達 件 名	令和5年度地下施設の回遊性向上検討業務

仕様書その他の書類、現場等を熟覧のうえ、札幌市契約規則、札幌市競争入札参加者心得及びその他関係規定等を遵守し、上記の金額で入札します。

なお、札幌市議会の議決に付すべき契約に関する条例及び札幌市財産条例の適用を受ける場合においては、同議会の同意を得た後に契約を締結することを承知いたします。

年 月 日

(あて先) 札幌市長

入 札 者 住 所
商号又は名称
職 ・ 氏 名 印

入札代理人 氏 名 印

- 備考 1 代理人が入札する場合の訂正は、代理人の印鑑で行うこと（ただし、金額の訂正はできない。）。
- 2 代理人が入札するときは、入札者の押印を要しない。

委任状

年 月 日

(あて先)
札幌市長

住 所
委任者 商号又は名称
職 ・ 氏 名 印

調達件名 令和5年度地下施設の回遊性向上検討業務

私は、下記の者を代理人として定め、上記入札に関する一切の権限を委任します。

記

受任者 氏 名 印

- 備考1 見積の場合は、「入札」とあるのを「見積」と読み替える。
2 代理人（受任者）の印は、入札（見積）書に使用する印と同一の印を押印すること。
3 委任状の訂正は、委任者の印鑑で行うこと。

令和5年度施行

設 計 書

業務名：令和5年度 地下施設の回遊性向上検討業務

札幌市まちづくり政策局総合交通計画部

業 務 名 令和5年度 地下施設の回遊性向上検討業務

総委託費 _____ 円

一 金 内 訳

委託費	_____ 円
消費税等相当額	_____ 円

業 務 説 明

1. 着手の理由

本業務は、郊外部の地下鉄駅周辺において案内サインの調査や検討を行い、昨年度の都心部での検討結果も踏まえて全市的な案内サインの充実化・統一化に向けた検討を実施するとともに、都心部の民間開発にあわせた地下通路の整備や官民連携による地下歩行ネットワーク拡充など、都心部の地上・地下の回遊性向上に関する歩行環境創出検討を行うものである。

2. 業務の概要

- 郊外部の地下鉄駅周辺における現況調査及び課題の抽出
- 案内サイン改善手法の検討
- バリアフリーに関する改善ニーズの把握に向けた調査
- 都心部地上・地下の歩行環境創出評価
- 結果の取りまとめ及び報告書作成

3. 仕様書・要領

別紙「仕様書」による

4. 業務の期間

契約締結の日から、令和6年3月22日までとする。

令和5年度 地下施設の回遊性向上検討業務

1. 業務の背景・目的

札幌市では、「第2次まちづくり戦略ビジョン（ビジョン編）」において、まちづくりの重要概念として「ユニバーサル（共生）」「ウェルネス（健康）」「スマート（快適・先端）」を位置付け、その一つの「ユニバーサル」の視点でバリアフリー施策の検討を進めていることに加え、昨年度「札幌市バリアフリー基本構想 2022」の改定を行ったところであり、共生社会の実現に向けてこれまでも全市的に取り組んできたハード・ソフト両面のバリアフリー化をさらに推進していくこととしている。また、「ウェルネス」の視点で居心地がよく歩きたくなり、多様な活動ができる・滞留したくなる空間の形成に向けて、官民連携による地下歩行ネットワーク（以下、地下NW）の充実を図ることとしている。

昨年度は、都心部において、ソフト面での地下歩行環境のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化として、誰もが安全に安心して快適に歩けるように、案内サインの充実化・統一化による移動の円滑化や、ITを活用したバリアフリー施設情報の提供による情報アクセシビリティ向上の実現に向けて、各種調査や検討を行った。

本業務は、昨年度に引き続き郊外部の地下鉄駅周辺において同様の調査や検討を行い、昨年度の都心部での調査結果も踏まえて全市的な案内サインの充実化・統一化に向けた検討を実施するとともに、都心部の民間開発と連携した地上・地下の回遊性向上に関する歩行環境創出検討を行うものである。

2. 業務内容

2. 1 バリアフリー現況調査及び課題の抽出

下記の施設等を対象に現況調査を行い、調査項目（案内サインの設置箇所・表示内容・大きさ・表示言語・誘導先施設やバリアフリー施設の設置箇所など）をリストに整理し、撮影した写真を貼り付けた位置図など視覚的に全体像がわかりやすい資料を作成するとともに、案内の不足や視認性の良否など箇所ごとの課題を抽出し案内方法の改善の必要性を整理する。

(1) 現況調査

調査内容	調査駅
エレベーター・トイレ・改札口までの案内サイン、バスターミナルまでの経路案内	新さっぽろ駅・大谷地駅・福住駅・白石駅・北24条駅・麻生駅・琴似駅・宮の沢駅 (各駅バスターミナルも含む)
主要な観光施設行きのバスへの乗換え経路や乗り場への案内サイン	環状通東駅・新道東駅・北34条駅・円山公園駅・真駒内駅・福住駅・宮の沢駅

※簡易的に壁や柱に貼り付けられたサインは調査対象外

(2) 課題の抽出

調査結果をもとに、施設ごとの現況に対する課題を抽出するとともに、改善の必要性を整理し、前述の調査項目リストにとりまとめる。

2. 2 案内サイン改善手法の検討

(1)改善手法の検討（郊外部）

・ 2. 1 の現況調査結果に基づき、調査実施箇所を対象として、下記①～③に関する案内サインや情報提供方法について、抽出した課題に対応した改善手法を複数案検討する。また、WEBなどのITや先進技術を活用した既存システム等の事例を収集し、適用可能性の高い事例があれば、改善手法の検討に反映させる。

- ①エレベーター、バリアフリートイレへの適切な誘導
- ②壁面を活用したエレベーターやバリアフリートイレの位置の視認性向上
- ③エレベーターの地上部における周辺施設情報

(2)改善手法の見直し（都心部）

・ 昨年度業務成果について、本業務での検討結果などを踏まえて、都心部における下記①～③に関する案内サインや情報提供方法に関して、改善手法の見直しを行う。また、WEBなどのITや先進技術を活用した既存システム等で適用可能性の高い事例があれば、改善手法の見直しに反映させる。

- ①エレベーター、バリアフリートイレへの適切な誘導
- ②壁面を活用したエレベーターやバリアフリートイレの位置の視認性向上
- ③エレベーターの地上部における周辺施設情報

2. 3 バリアフリーに関する改善ニーズの把握に向けた調査

(1)アンケート調査

・ 2. 2 による検討結果及び昨年度業務の見直し結果を踏まえ、障がいのある方や高齢者などの当事者およびその他の施設利用者に対し、アンケート調査の実施・とりまとめを行い、改善策を評価する際の参考にする。

・ 調査内容は、具体的な改善策を複数案提示し、下記内容①～④について意見聴取や順位付けの調査などを実施する。

・ アンケート調査数は500程度を想定しており、当事者団体には郵送（450程度）、施設利用者は3施設程度で現地でのヒアリング（計50程度）を想定しているが、詳細は業務主任と協議すること。

(2)改善策の試験実施による意見聴取

・ 都心部地区の地下空間においてエレベーター乗り場1か所を対象に改善策の1案を試験的に実施し、下記内容①～④について意見聴取などを実施し、取りまとめる。なお、実施する案については、壁面活用による視認性向上策（簡易的に剥がせるシールなどで対応）を想定しているが、検討結果に基づき業務主任と協議すること。

・ 意見聴取数は50程度以上、実施期間は2週間程度を想定しているが、詳細は業務主任と協議すること。

(調査項目)

- ①文字や記号の大きさ・見やすさ（色・ピクトグラム）
- ②遠くからのわかりやすさ（誘導・視認性）
- ③目的地への行きやすさ（連続性）

④その他、業務主任との協議により定めた事項

2. 4 都心部地上・地下の歩行環境創出評価

(1) 地下通路整備に関する費用便益算出

第2次都心まちづくり計画（H28.5 策定）で地下 NW 検討路線と示されている路線（総延長約 1.2km）について、他都市の地下 NW 整備事例等を活用し、沿道ビル建替え等と連携して地下通路を整備した際の概略設計を行い、交通機能等に係る直接的な費用便益を算出する。

なお、概略設計は、測量等は実施せず、既存の地下施設や地下埋設物等の状況を踏まえ、地下通路の平面図・断面図・縦断図を概略レベルで作成する。費用便益は、過年度の業務成果の条件設定等をベースに検討するほか、「都市再生総合整備事業及び市街地環境整備事業の新規採択時評価マニュアル案（H14.2）」による人工地盤等の費用分析を参考にして算出すること。

(2) 地上空間を活用した歩行空間整備に関する費用便益算出

(1)に加え、建物内通路や歩道沿い空地などを有効に活用するなど、地上・地下の快適な歩行空間を確保する場合のケーススタディを行い、直接的な費用便益を算出する。

なお、ケーススタディは、測量等は実施せず、歩行空間の平面図・断面図・縦断図を概略レベルで作成する。費用便益は、過年度の業務成果の条件設定等をベースに検討するほか、「都市再生総合整備事業及び市街地環境整備事業の新規採択時評価マニュアル案（H14.2）」による人工地盤等の費用分析を参考にして算出すること。

2. 5 結果の取りまとめ及び報告書作成

・2. 4まで調査・検討した結果を踏まえ、今後の事業実施に向けた方策の提案やさらなる課題の抽出・課題解決に向けた方策の提案などを行い、業務としての取りまとめを行う。それらについて、報告書を作成する。

2. 6 打合せ等

・打合せは計5回（中間打合せ3回）とする。

3. 業務期間

業務期間は令和6年3月22日（金）までとする。

4. 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了に当たって、契約約款に定めるもののほか、下記の書類を作成し、札幌市に提出しなければならない。

(1) 着手時

ア 業務着手届

イ 業務責任者等指定通知書

ウ 技術者等経歴書（技術者と受託者の直接的かつ恒常的な雇用関係を確認できる書類（健康保険

証の写し等)を添付すること。)

エ 業務計画書

業務計画書については、業務概要、実施方法、工程表、打合せ計画、成果品の品質を確保するための計画、成果品の内容・部数、使用する主な図書及び基準、連絡体制表（緊急時を含む）、使用する主な機器、照査計画、その他必要事項等について記載することとする。なお、業務計画書の提出に当たっては、主任技術者が立ち会うこと。

(2) 完了時

ア 業務完了届

イ 成果品目録

ウ 成果品（報告書等）

5. 資料の取り扱いに関する留意事項

受託者は、収集した資料及び検討内容等、本業務の遂行に当たって得た情報については、すでに公表されている資料を除いて、外部へ流出することがないように十分に留意すること。

6. 業務責任者、技術者及び照査技術者

(1) 受託者は、業務責任者及び技術者をもって、秩序正しく業務を行うとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。

(2) 業務責任者は、業務の全般にわたり技術的管理を行なわなければならない。

(3) 受託者は、業務の進捗を図るため、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。

7. 成果品（提出図書）

受託者は、本業務に関わる調査収集資料及び検討結果等を、図表等を用いて具体的かつ明瞭に整理し、これら全て報告書として提出しなければならない。なお、報告書の様式、内容及び作成する図面サイズ、表現方法については、適宜、業務主任の承諾を得ることとする。

報告書の提出に当たっては主任技術者が立ち会うこと。参考に文献、その他の資料を引用した場合は、その文献や資料名を明記しなければならない。

成果品の著作権は、札幌市に帰属するものとする。

(1) 提出すべき成果品

ア 報告書 1部

イ 議事録

ウ 業務月報（業務日報）

エ その他業務主任から指定されたもの

(2) 電子媒体の仕様及び数量

CD：正・副各1部（報告書データのほか検討にあたり作成したデータも含む）

(3) データの仕様（報告書、資料等）

○ファイル形式

ア オリジナルファイル

(使用ソフトについては、事前に業務主任と協議すること)

イ PDF データ

(オリジナルファイルとあわせて提出すること)

8. 検査及び支払

- (1) 受託者は、業務完了後に札幌市の履行検査を受けなければならない。
- (2) 業務完了後において、明らかに受託者の責に伴う業務の瑕疵(かし)が発見された場合、受託者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。
- (3) 業務完了後に検査を実施し、合格の場合には全額の請求をすることができる。

9. 環境に配慮した業務履行

受託者は、札幌市の環境方針(平成 22 年 4 月 1 日札幌市長)のひとつである「委託業務における環境負荷の低減」の趣旨を尊重した履行に努めること。具体的には、以下の事項について積極的に取り組むこと。

- (1) 省資源、省エネルギー
- (2) 廃棄物の減量・資源化・リサイクル
- (3) 環境汚染につながる緊急事態への備え
- (4) 従業員に対する以上の内容の周知教育

10. 貸与資料

- ・札幌駅前通公共地下歩道とビルとの接続基準
- ・西 2 丁目地下歩道と沿道ビルとの接続に関する基準
- ・札幌市地下鉄出入口の配置及び構造並びに他の施設との接続に関する基準
- ・札幌市地下街基本方針
- ・渡り廊下等による消防用設備等の設置単位
- ・土地利用計画制度等の運用基準
- ・平成 30 年度札幌市地下歩行ネットワーク拡充実施方針検討業務成果
- ・令和 3 年度地下歩行ネットワーク接続基準等ガイドライン作成業務成果
- ・令和 4 年度札幌市バリアフリー化情報提供検討業務成果

令和5年度 地下施設の回遊性向上検討業務

総委託費 _____ 円

名 称	内 訳		単 価	金 額	摘 要
	単 位	数 量			
委託費					
1. 調査業務	式	1			内訳 第1号
2. 検討業務	式	1			内訳 第2号
業務価格					
消費税等相当額	式	1			10%
業務委託費					

調査業務 (内訳書)

一 金 円

名 称	内 訳			第 1 号 内訳書
	単 位	数 量	単 価	金 額
直接調査費				摘 要
現況調査	式	1		単算1
アンケート調査	式	1		単算5
改善策の試験実施による意見聴取	式	1		単算6
直接調査費計	式	1		
諸経費	式	1		諸経费率(%) -0.107 =371.23 × (直接調査費)
調査 計				
再計				

検討業務（内訳書）

一 金 円

名 称	内 訳			第2号 内訳書	
	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
直接人件費					
課題の抽出	式	1			単算2
改善手法の検討（郊外部）	式	1			単算3
改善手法の見直し（都心部）	式	1			単算4
地下通路整備に関する費用便益算出	式	1			単算7
地上空間を活用した歩行空間整備に関する費用便益算出	式	1			単算8
結果の取りまとめ及び報告書作成	式	1			単算9
打合せ	式	1			単算10
直接人件費計					

札幌市

内 訳

第2号 内訳書

名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
直接経費 (電子成果品作成費)	式	1			$5.1 \times (\text{直人})^{0.38}$
その他原価	式	1			直人 $\times (\alpha \div (1 - \alpha))$ $\alpha = 35\%, \alpha \div (1 - \alpha) = 53.85\%$
業務原価計					
一般管理費	式	1			業務原価 $\times (\beta \div (1 - \beta))$ $\beta = 35\%, \beta \div (1 - \beta) = 53.85\%$
検討調査業務 計					
再計					

札幌市

単価算出調書

NO		細目	単位	単価	積算の基礎	適用
1	課2 題の1 抽出 現況調査及び	現況調査	式		測量技師 0.3 人 × _____ 円/人 = _____ 円 測量技師補 3.9 人 × _____ 円/人 = _____ 円 測量助手 21.5 人 × _____ 円/人 = _____ 円 普通作業員 7.0 人 × _____ 円/人 = _____ 円 軽作業員 26.5 人 × _____ 円/人 = _____ 円 計 _____ 円	見積
2		課題の抽出	式		技師長 0.0 人 × _____ 円/人 = _____ 円 主任技師 0.7 人 × _____ 円/人 = _____ 円 技師(A) 1.7 人 × _____ 円/人 = _____ 円 技師(B) 2.7 人 × _____ 円/人 = _____ 円 技師(C) 3.0 人 × _____ 円/人 = _____ 円 技術員 4.7 人 × _____ 円/人 = _____ 円 計 _____ 円	
3	法2 の検2 討 案内サイン改善手	改善手法の検討 (郊外部)	式		技師長 0.0 人 × _____ 円/人 = _____ 円 主任技師 0.8 人 × _____ 円/人 = _____ 円 技師(A) 2.5 人 × _____ 円/人 = _____ 円 技師(B) 2.7 人 × _____ 円/人 = _____ 円 技師(C) 3.7 人 × _____ 円/人 = _____ 円 技術員 4.7 人 × _____ 円/人 = _____ 円 計 _____ 円	見積
4		改善手法の見直し (都心部)	式		技師長 0.0 人 × _____ 円/人 = _____ 円 主任技師 0.5 人 × _____ 円/人 = _____ 円 技師(A) 1.5 人 × _____ 円/人 = _____ 円 技師(B) 2.0 人 × _____ 円/人 = _____ 円 技師(C) 2.0 人 × _____ 円/人 = _____ 円 技術員 2.7 人 × _____ 円/人 = _____ 円 計 _____ 円	
5	把2 握に3 向け改 善調 二 査 ズ の	アンケート調査	式		測量技師 0.0 人 × _____ 円/人 = _____ 円 測量技師補 2.5 人 × _____ 円/人 = _____ 円 測量助手 4.8 人 × _____ 円/人 = _____ 円 普通作業員 2.3 人 × _____ 円/人 = _____ 円 軽作業員 6.5 人 × _____ 円/人 = _____ 円 計 _____ 円	見積
6		改善策の試験実施による意見聴取	式		測量技師 0.3 人 × _____ 円/人 = _____ 円 測量技師補 1.2 人 × _____ 円/人 = _____ 円 測量助手 1.5 人 × _____ 円/人 = _____ 円 普通作業員 2.2 人 × _____ 円/人 = _____ 円 軽作業員 1.8 人 × _____ 円/人 = _____ 円 計 _____ 円	

7	の2歩・行4環境都創心出部評地上・地下	地下通路整備に関する費用便益算出	式		技師長 主任技師 技師（A） 技師（B） 技師（C） 技術員	<u>0.0</u> 人 × _____ 円/人 = <u>0.7</u> 人 × _____ 円/人 = <u>1.5</u> 人 × _____ 円/人 = <u>2.7</u> 人 × _____ 円/人 = <u>4.7</u> 人 × _____ 円/人 = <u>4.3</u> 人 × _____ 円/人 =	= 円 円 円 円 円 円	見積	
8		地上空間を活用した歩行空間整備に関する費用便益算出	式		技師長 主任技師 技師（A） 技師（B） 技師（C） 技術員	<u>0.0</u> 人 × _____ 円/人 = <u>0.7</u> 人 × _____ 円/人 = <u>2.0</u> 人 × _____ 円/人 = <u>2.7</u> 人 × _____ 円/人 = <u>5.7</u> 人 × _____ 円/人 = <u>5.0</u> 人 × _____ 円/人 =	= 円 円 円 円 円 円	見積	
9	及2及び5報告書結果の取りまとめ	結果の取りまとめ及び報告書作成	式		技師長 主任技師 技師（A） 技師（B） 技師（C） 技術員	<u>0.0</u> 人 × _____ 円/人 = <u>0.7</u> 人 × _____ 円/人 = <u>1.8</u> 人 × _____ 円/人 = <u>1.0</u> 人 × _____ 円/人 = <u>2.8</u> 人 × _____ 円/人 = <u>3.7</u> 人 × _____ 円/人 =	= 円 円 円 円 円 円	見積	
10	2・6 打合せ	打合せ	式		技師長 主任技師 技師（A） 技師（B） 技師（C） 技術員	<u>0.0</u> 人 × _____ 円/人 = <u>2.5</u> 人 × _____ 円/人 = <u>2.5</u> 人 × _____ 円/人 = <u>2.5</u> 人 × _____ 円/人 = <u>0.0</u> 人 × _____ 円/人 = <u>0.0</u> 人 × _____ 円/人 =	= 円 円 円 円 円 円	土木設計業務棟標準歩掛	
札幌市									

印紙
貼付

契 約 書

役務の名称 令和5年度地下施設の回遊性向上検討業務

上記の役務について、札幌市（以下「委託者」という。）と、
（以下「受託者」という。）は、
次のとおり契約を締結する。

- | | | |
|----------|-----------------|----|
| 1 契約金額 | 金 | 円 |
| | （うち消費税及び地方消費税の額 | 円） |
| 2 履行期間 | 年 月 日から | |
| | 年 月 日まで | |
| 3 契約保証金 | 「免除」又は「金 | 円」 |
| 4 その他の事項 | 別紙条項のとおり | |

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

年 月 日

委託者 札幌市
代表者 市長

受託者 住 所
商号又は名称
職・氏名

注) 印紙については、契約の種別ごとに課税対象であるか否かを確認すること。

役務一第6号様式 役務契約約款（令和5年4月1日施行）

（総則）

第1条 委託者及び受託者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書（設計図、見本等を含む。以下同じ。）に従い、この契約（この約款及び仕様書を内容とする役務契約をいう。以下同じ。）の履行にあたって適用される法令を遵守し、これを履行しなければならない。

2 受託者は、役務（この契約に基づき履行する役務をいう。以下同じ。）を、この契約の履行期間内において履行するものとし、委託者は、履行が完了した役務に対し、契約金額を支払うものとする。

3 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。

4 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

5 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

6 この約款に定める承諾、通知（第9条第2項を除く。）、請求、指示、催告、表示及び解除は、原則として書面にて行わなければならない。

（秘密の保持）

第2条 受託者は、役務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（契約保証金）

第3条 受託者は、この契約の締結と同時に契約保証金を納付しなければならない。ただし、委託者が、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第25条の規定に基づき契約保証金の納付を免除した場合は、この限りでない。

2 前項の契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上としなければならない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第4条 受託者は、この契約によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

（再委託の禁止）

第5条 受託者は、役務の全部若しくは一部を第三者に委託してはならない。ただし、役務の一部であって、役務の性質上特に委託者がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。

2 受託者は、前項ただし書の規定により役務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ、委託者の承諾を得なければならない。

3 委託者は、前項の承諾にあたり、受託者に対して、受託者が第1項の規定ただし書の規定により役務の一部を委託する第三者の商号又は名称、住所、委託する役務の範囲、その他必要な事項の通知を求めることができる。

4 受託者は、第1項及び第2項の規定により役務の一部を第三者に委託した場合、委託者に対し、当該委託に基づく当該第三者の受託に係る全ての行為について責任を負うものとする。

（監督等）

第6条 委託者は、適正な役務の遂行を図るため、受託者に対して常に状況に応じた監督を行い、この契約の履行を確保するものとする。

2 受託者は、前項の規定による委託者の監督を受け、委託者から役務改善命令等がなされ

役務一第6号様式 役務契約約款（令和5年4月1日施行）

た場合には、その補正等の措置をしなければならない。

（委託者に対する損害賠償）

第7条 受託者は、役務の遂行上において、受託者の責めに帰すべき事由により委託者に損害を与えた場合には、第13条の2の規定に基づき損害を賠償する場合を除き、委託者の定めるところにより、その一切の損害を賠償しなければならない。

（第三者に対する損害賠償）

第8条 受託者は、役務の遂行上において、受託者の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合には、その一切の損害を賠償しなければならない。

（検査等）

第9条 受託者は、役務を完了したときは、遅滞なくその旨を委託者に通知しなければならない。

2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内（以下「検査期間」という。）に受託者の立会のもとに役務内容の検査（以下「完了検査」という。）を行い、その結果を受託者に通知するものとする。

3 受託者は、完了検査に合格しないときは、委託者の指示する期間内にこれを補正しなければならない。この場合の補正の完了の通知及び検査については、前2項の規定を準用する。

（契約金額の支払）

第10条 受託者は、完了検査に合格したときは、契約金額の支払を請求することができる。

2 委託者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内（以下「約定期間」という。）に前項の契約金額を支払わなければならない。

3 委託者がその責めに帰すべき事由により検査期間内に完了検査をしないときは、その期限を経過した日から完了検査の結果を通知した日までの期間の日数は、約定期間の日数から差し引くものとする。この場合において、その差し引く日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、その超えた日において満了したものとみなす。

4 委託者は、この契約の履行に際して、一部履行しない役務がある場合には、第1項の契約金額から当該履行しない割合に相当する金額を減額することができる。

5 委託者は、受託者が委託者に損害を与えたときには、委託者と受託者との協議成立までの間、第1項の契約金額の支払を保留することができる。

（履行遅延の場合における違約金等）

第11条 受託者の責めに帰すべき事由により履行期間内に役務を完了することができない場合においては、委託者は、違約金の支払を受託者に請求することができる。

2 前項の違約金の額は、契約金額につき、履行期間満了日の翌日から完了検査（第9条第3項で準用する場合を含む。）に合格した日までの日数に応じ、契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（昭和24年12月大蔵省告示第991号）において定める割合（以下「違約金算定率」という。）で計算した額（100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）とする。ただし、遅延日数は、当該完了検査に要した日数を除くものとする。

役務—第6号様式 役務契約約款（令和5年4月1日施行）

- 3 契約により期日を定めて分割履行する場合は、第1項の違約金は、その分割量に応ずる契約金額を基準とする。ただし、全部の履行がなされなければ契約の目的が達せられないときは、この限りでない。
- 4 受託者は、天災その他の受託者の責めに帰することができない事由により履行期間内に役務の履行ができないときは、委託者と協議のうえ、履行期間の延長を行うことができる。ただし、役務の性質上、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合においては、この限りでない。
- 5 委託者の責めに帰すべき事由により、前条第2項の規定による契約金額の支払が遅れた場合において、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、違約金算定率で計算した額の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。

（談合行為に対する措置）

第12条 受託者は、この契約に係る入札に関して、次の各号の一に該当したときは、契約金額の10分の2に相当する額を委託者に支払わなければならない。この契約による役務が完了した後においても、同様とする。

- (1) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がされなかった場合にあっては、同法第62条第1項に規定する納付命令）が確定したとき。
- (2) 受託者又は受託者の役員若しくは使用人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定に該当し、刑が確定（執行猶予の場合を含む。）したとき。
- (3) 前2号に規定するもののほか、受託者又は受託者の役員若しくは使用人が独占禁止法又は刑法第96条の6の規定に該当する違法な行為をしたことが明らかになったとき。

2 前項に規定する場合においては、委託者は、契約を解除することができる。

3 前2項の規定は、委託者の受託者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

（契約の解除等）

第13条 委託者は受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおいて、当該不履行が、この契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 履行期間内に役務の全部又は一部を履行しないとき。
- (2) 第9条第3項の規定に基づき、委託者が指示した期間内に補正しないとき。
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反しているとき。

2 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約の解除をすることができる。

- (1) 役務が履行不能であるとき。
- (2) 役務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 役務の一部の履行が不能である場合又は役務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する履行済み部分のみでは契約の目的を達することができないとき。

役務—第6号様式 役務契約約款（令和5年4月1日施行）

- (4) 役務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその期間を経過したとき。
 - (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定により一般競争入札に参加することができなくなったとき。
 - (6) この契約の締結若しくは履行又は入札に関し、不法の行為又は札幌市契約規則に違反する行為をしたとき。
 - (7) 第4条の規定に違反し、委託者の承諾を得ずにこの契約から生じる債権を譲渡したとき。
 - (8) 受託者が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（受託者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受託者が法人である場合にはその役員、その支店又は営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者その他経営に実質的に関与している者を、受託者が団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。
 - ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 再委託契約、資材の購入契約その他この契約に関連する契約（トにおいて「関連契約」という。）の相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 受託者が、イからホのいずれかに該当する者を関連契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、受託者がこれに応じなかったとき。
 - チ 暴力団又は暴力団員に、この契約から生じる債権を譲渡したことが判明したとき。
 - (9) 前各号に掲げる場合のほか、委託者が前項の催告をしても、契約の目的を達するのに足りる履行がなされる見込みがないことが明らかであるとき、又は契約を継続し難い重大な事由があると認められるとき。
- 3 委託者は、第1項又は前項（第8号を除く。）の規定により契約を解除した場合において、受託者が既に完了した部分の役務において提供を受ける必要があると認めたときは、当該

役務一第6号様式 役務契約約款（令和5年4月1日施行）

完了部分の完了検査を行い、当該検査に合格した役務の提供を受けることができる。この場合、委託者は、当該提供を受けた役務の完了部分に相当する契約金額を受託者に支払わなければならない。

- 4 受託者は、第1項又は第2項の規定により契約を解除された場合に受託者に損害が生ずることがあっても、委託者に対してその損害の賠償を求めることができない。
- 5 第1項各号又は第2項各号（第8号を除く。）に定める場合が、委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、第1項又は第2項の規定による契約の解除をすることができない。

（契約が解除された場合等の賠償金）

第13条の2 次の各号のいずれかに該当する場合には、委託者は、契約金額の100分の10に相当する金額（委託者に生じた実際の損害額が当該金額を超過する場合は、当該損害額）を賠償金として請求することができる。

- (1) 前条第1項又は第2項の規定によりこの契約が解除された場合
 - (2) 受託者がその債務の履行を拒否し、又は、受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金が納付されているときは、委託者は、当該契約保証金をもって第1項の賠償金に充当することができる。

（契約解除に伴う措置）

第13条の3 受託者は、第13条の規定に基づきこの契約が解除された場合において、貸与品、支給材料等（使用部分済みを除く。以下同じ。）があるときは、遅滞なくこれらを委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品、支給材料等が受託者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又はこれらに代えてその損害を賠償しなければならない。

- 2 受託者は、第13条の規定に基づきこの契約が解除された場合において、委託者が所有又は管理する履行場所（以下「履行場所」という。）に受託者が所有する器具、材料その他の物品があるときは、遅滞なく当該物品等を撤去（委託者に返還する貸与品、支給材料等については、委託者の指定する場所へ搬出。以下同じ。）するとともに、履行場所を原状に復して委託者へ明け渡さなければならない。
- 3 前項の場合において、受託者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所の原状回復を行わないときは、委託者は、受託者に代わって当該物品等を処分し、履行場所の原状回復を行うことができる。この場合において、受託者は、委託者の処分又は原状回復について異議を申し出ることとはできず、また、委託者が処分又は原状回

役務―第6号様式 役務契約約款（令和5年4月1日施行）

復に要した費用を負担しなければならない。

4 第1項及び第2項に規定する受託者が行う原状回復等の期限及び方法については、委託者が指示するものとする。

（契約保証金の返還）

第14条 委託者は、受託者が履行期間中の全ての役務を完了し、完了検査に合格したときは、契約保証金を返還しなければならない。

（裁判管轄）

第15条 この契約に関する訴訟は、委託者の所在地を管轄する裁判所に提訴する。

（個人情報の保護）

第16条 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって個人情報を取り扱う際には、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を守らなければならない。

（その他）

第17条 受託者は、この約款に定めるもののほか、札幌市契約規則及び労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働及び社会保険に関する法令を遵守するものとする。

2 受託者は、委託者から、業務従事者の賃金支給状況、社会保険加入状況その他労働契約状況が確認できる書類の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

3 この約款に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、委託者と受託者とが協議のうえ定めるものとする。

【別記】

個人情報の取扱いに関する特記事項

(個人情報の保護に関する法令等の遵守)

第1条 受託者は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)」(以下「事務対応ガイド」という。)、
「札幌市情報セキュリティポリシー」等に基づき、この個人情報の取扱いに関する特記事項(以下「特記事項」という。)を遵守しなければならない。

(管理体制の整備)

第2条 受託者は、個人情報(個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)の安全管理について、内部における管理体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(管理責任者及び従業者)

第3条 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を定め、書面(当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。)により委託者に報告しなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を変更する場合の手続を定めなければならない。
- 3 受託者は、保護管理者を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。
- 4 受託者は、従業者を変更する場合は、事前に書面により委託者に報告しなければならない。
- 5 保護管理者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう従業者を監督しなければならない。
- 6 従業者は、保護管理者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(取扱区域の特定)

第4条 受託者は、個人情報を取り扱う場所（以下「取扱区域」という。）を定め、業務の着手前に書面により委託者に報告しなければならない。

2 受託者は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。

3 受託者は、委託者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

(教育の実施)

第5条 受託者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記事項における従業者が遵守すべき事項その他本委託等業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、従業者全員に対して実施しなければならない。

2 受託者は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

(守秘義務)

第6条 受託者は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

4 受託者は、本委託等業務に関わる保護管理者及び従業者に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

(再委託)

第7条 受託者は、やむを得ない理由がある場合を除き、本委託等業務の一部を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 受託者が再委託する場合には、あらかじめ委託者に申請し、委託者から書面により承諾を得なければならない。

- 3 受託者は、本委託等業務のうち、個人情報を取り扱う業務の再委託を申請する場合には、委託者に対して次の事項を明確に記載した書面を提出しなければならない。
- (1) 再委託先の名称
 - (2) 再委託する理由
 - (3) 再委託して処理する内容
 - (4) 再委託先において取り扱う情報
 - (5) 再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策
 - (6) 再委託先に対する管理及び監督の方法
- 4 受託者は、前項の申請に係る書面を委託者に対して提出する場合には、再委託先が委託者指定様式（本契約締結前に受託者が必要事項を記載して委託者に提出した様式をいう。）に必要事項を記載した書類を添付するものとする。
- 5 委託者が第2項の規定による申請に承諾した場合には、受託者は、再委託先に対して本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、委託者に対して再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 6 委託者が第2項から第4項までの規定により、受託者に対して個人情報を取り扱う業務の再委託を承諾した場合には、受託者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の方法及び方法について具体的に規定しなければならない。
- 7 前項に規定する場合において、受託者は、再委託先の履行状況を管理・監督するとともに、委託者の求めに応じて、その管理・監督の状況を適宜報告しなければならない。

（複写、複製の禁止）

第8条 受託者は、本委託等業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報記録された資料等を、委託者の許諾を得ることなく複写し、又は複製してはならない。

（派遣労働者等の利用時の措置）

第9条 受託者は、本委託等業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受託者は、委託者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の管理)

第10条 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報を保持している間は、事務対応ガイドに定める各種の安全管理措置を遵守するとともに、次の各号の定めるところにより、当該個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事務に従事する従業者を明確化し、取扱規程等を策定すること。
- (2) 組織体制の整備、取扱規程等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
- (3) 従業者の監督・教育を行うこと。
- (4) 個人情報を取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除並びに機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
- (5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止及び情報漏えい等の防止を行うこと。

(提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第11条 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報について、本委託等業務以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

(受渡し)

第12条 受託者は、委託者と受託者との間の個人情報の受渡しを行う場合には、委託者が指定した手段、日時及び場所で行うものとする。この場合において、委託者は、受託者に対して個人情報の預り証の提出を求め、又は委託者が指定する方法による受渡し確認を行うものとする。

(個人情報の返還、消去又は廃棄)

第13条 受託者は、本委託等業務の終了時に、本委託等業務において利用する個人情報について、委託者の指定した方法により、返還、消去又は廃棄しなければならない。

2 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により委託者に申請し、その承諾を得なければならない。

3 受託者は、個人情報の消去又は廃棄に際し委託者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

4 受託者は、前3項の規定により個人情報を廃棄する場合には、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

5 受託者は、個人情報を消去し、又は廃棄した場合には、委託者に対してその日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録した書面で報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第14条 受託者は、委託者から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

2 受託者は、個人情報の取扱状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び調査)

第15条 委託者は、本委託等業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受託者及び再委託者に対して、実地の監査又は調査を行うことができる。

2 委託者は、前項の目的を達するため、受託者に対して必要な情報を求め、又は本委託等業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(事故時の対応)

第16条 受託者は、本委託等業務に関し個人情報の漏えい等の事故（個人情報保護法違反又はそのおそれのある事案を含む。）が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに委託者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、

件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、委託者の指示に従わなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、委託者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
- 3 委託者は、本委託等業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

第17条 委託者は、受託者が特記事項に定める業務を履行しない場合は、特記事項に関連する委託等業務の全部又は一部を解除することができる。

- 2 受託者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、委託者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第18条 受託者の責めに帰すべき事由により、特記事項に定める義務を履行しないことにより委託者に対する損害を発生させた場合は、受託者は、委託者に対して、その損害を賠償しなければならない。